

## 大船渡市 I L C 推進協議会規約

(設置)

第1条 国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）の東北（北上山地）への建設実現に資するため、大船渡市 I L C 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関、団体等と連携した I L C の東北（北上山地）への誘致推進に関すること。
- (2) I L C 計画の理解促進に係る情報の提供及び共有に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、大船渡市内の関係機関、団体等をもって構成する。

2 協議会に係る加入及び退会は、所定の書面を会長に提出するものとする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、総会において選出する。

(役員の任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、出席者をもって成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第7条 協議会の運営に要する経費は、大船渡市が負担する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、大船渡市企画政策部 I L C 推進室内に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和元年5月9日から施行する。